

平成7年9月22日

在日外国人教育に関する指導の指針

交野市教育委員会

交野市の教育は、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、平和的な国家・社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を目指して行われてきた。

本市における人権尊重の教育の推進については、「交野市人権教育基本方針」、「交野市学校教育運営指針」の重点目標及び留意事項に基本的考え方を示している。また、世界人権宣言や国際人権規約及び女子差別撤廃条約、児童の権利条約等に示されている人権保障の国際的趨勢についての理解を深め、同和問題、在日外国人問題、障害者問題、男女平等の問題等に関する教育を充実させ、差別をしない、差別を許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成が図られるよう努めてきた。

しかしながら、在日外国人問題については、近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別が、日本人の在日外国人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日外国人にとって自らの誇りや自覚を身につけることが困難な状況を生み出してきたと考えられる。

また、近年、アジアや南アメリカ等の諸国から来日する外国人が増えており、新たな外国人に対する教育も課題になっている。

こうした現状を踏まえ、教職員が国際理解と人権尊重の精神に徹し、在日外国人教育に関する指導内容・方法について共通理解を深め、歴史的・社会的背景を踏まえながら、それぞれの国の文化を尊重する態度を育成していくことが大切である。

なお、在日外国人教育を推進するために、下記の事項に留意するとともに、教育の主体性を保ち、保護者・地域住民の理解と協力が得られるよう十分配慮することが大切である。

記

- ① 在日外国人に関する教育の推進に当たっては、各学校において必要な資料の収集や教材の研究など教職員研修の充実に努めること。
- ② 在日外国人に対する偏見や差別をなくすため、在日外国人児童・生徒が在学している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させ、在日外国人児童・生徒の人権を尊重し、国際友好・親善・協調の態度を育成するよう努めること。
- ③ 在日外国人児童・生徒の実態を把握するとともに、これらの児童・生徒が自らの誇りと自覚を高めることができるよう努めること。
- ④ 教職員は、国際理解と人権尊重の精神に徹し、在日外国人教育に関する指導内容、指導方法について共通理解を深め、在日外国人教育の推進に努めること。

(平成21年4月1日一部改)